

船橋市立法田中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、船橋市立法田中学校 P T A （略称、法田中 P T A）と称し、事務所を法田中学校内に置く（以下法田中学校を本校と呼ぶ）。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 本会は、次の目的を遂行する。

- (1) 父母と教職員が協力して生徒の健全育成に努める。
- (2) 父母と教職員が共に研修し、よき父母、よき教職員となるように努める。

第 3 条 本会は、目的を遂行するために次の活動を行う。

- (1) 本校と家庭、地域社会の連絡提携を密にすること。
- (2) 本校の教育方針に沿って協力すること。
- (3) 本校の施設・設備・その他教育環境の向上改善に努めること。
- (4) 会員相互の研修や親睦を図ること。

第 3 章 方 鈴

第 4 条 本会は、目的を遂行する民主団体として活動し、営利的、政治的団体及びその事業にはいかなる関係ももたない。

第 5 条 本会は、自主独立の民主団体であり、他からの支配・統制・干渉を受けない。

第 6 条 本会は、本校の人事その他管理に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 7 条 本会の会員は、次のとおりである。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母、又はこれに代わる保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

第 8 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 5 章 役 員

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 本部役員として会長 1 名、副会長 2 名以上、庶務 2 名以上、会計 3 名以上（内、教職員 1 名）を置く。
- (2) 会計監査として 2 名以上を置く。
- (3) 必要に応じて顧問を置くことができる。

第 10 条 役員の選出は、選考委員会を組織してこれにあたる。細則については、別途これを定める。

第 11 条 役員の任期は、1 年とする。但し再任することができる。欠員を生じたとき

は理事会の承認を得て補欠する。その任務は前任者の残任期間とする。

第 12 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の代表として会務を総括し、諸会議を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれに代わる。
- (3) 会計は会計を司る。
- (4) 庶務は庶務を司る。
- (5) 会計監査は、本会の経理について監査し総会に報告する。

第 6 章 機関及び組織

(総 則)

第 13 条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 本部役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門委員会
- (5) 学年委員会

第 14 条 本会の活動に必要あるとき、理事会の議決により特別委員会・特別活動を置くことができる。

第 15 条 校長は、本会と学校運営についての調整のためすべての会議に出席して意見を述べることができる。

(総 会)

第 16 条 総会は、本会の最高の議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。

- 2、定期総会は毎年 4 月に開催する。
- 3、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の 10 分の 1 以上の申し出があった時に開催する。

第 17 条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 活動計画及び活動報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要と認めた事項

第 18 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上（委任状を含む）の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(本部役員会)

第 19 条 本部役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会運営に必要な事項を協議企画し、その他緊急な事項の処理をする。

(理 事 会)

第 20 条 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 21 条 理事会は、次により構成する。

- (1) 本部役員
- (2) 各専門委員 2 名ずつ
- (3) 学年委員の各学年 2 名ずつ
- (4) 教職員 2 名

第22条 理事会は、構成委員の2分の1以上の出席者により成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第23条 理事会の任務は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する議案の作成及び審議

(2) 総会で議決された事項の運営及び各委員会との連絡・調整

(3) 緊急事項の議決と処理

(専門委員会)

第24条 専門委員会は、必要に応じて会長または委員長がこれを招集する。

第25条 専門委員会の細則については、別途これを定める。

(学年委員会)

第26条 学年委員会は、必要に応じて会長または委員長がこれを招集する。

第27条 学年委員会の細則については、別途これを定める。

第7章 会計及び監査

第28条 本会の会計は、会費とその他の収入をもってあてる。

第29条 会費は、1世帯年額2,400円(月200円)とする。

第30条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。但し年度の途中で理事会の議決を得て補正することができる。

第31条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 個人情報の取り扱いについて

第33条 本会は個人情報保護法遵守のため、個人情報取扱規則及び個人情報取扱方針を定め、適正に取り扱うこととする。

第9章 附 則

第34条 本会の慶弔規定は別途これを定める。

第35条 本会の表彰規定は別途これを定める。

第36条 本会の細則は次のとおり定める。

(1) 会長が必要と認めたとき、理事会の議決を得て本会に反しない限りの細則を設けることができる。

(2) 細則は、理事会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

(3) 上記で議決された事項は、次年度定期総会にて説明、報告を行うものとする。

第37条 本会の会則は、昭和48年4月28日より施行するものとする。

〃 昭和49年4月28日一部改正

〃 昭和52年4月23日 〃

〃 昭和53年4月22日 〃

〃	昭和 54 年 4 月 21 日	〃
〃	昭和 55 年 4 月 19 日	〃
〃	昭和 60 年 4 月 20 日	〃
〃	昭和 61 年 4 月 19 日	〃
〃	平成 元年 4 月 22 日	〃
〃	平成 5 年 4 月 17 日	〃
〃	平成 7 年 4 月 15 日	〃
〃	平成 17 年 2 月 26 日	〃
〃	令和 2 年 5 月 21 日	〃
〃	令和 3 年 4 月 24 日	〃
〃	令和 6 年 4 月 20 日	〃

細則

第 1 章 専門委員会

- 第 1 条 会則第 25 条に基づき、専門委員会について必要な事項を定める。
- 第 2 条 専門委員会は、各学級 1 名の委員と教職員 2 名が、各専門委員にわかつて委員会を構成する。委員長・副委員長は各委員会にて互選する。
- 第 3 条 専門委員会の構成は、次のとおりとする。
 (1) 広報委員会 (2) 校外対策委員会
- 第 4 条 専門委員会は、活動の企画を理事会の承認を得て執行する。

第 2 章 学年委員会

- 第 5 条 会則第 27 条に基づき、学年委員会について必要な事項を定める。
- 第 6 条 学年委員会は、各学級 1 名の委員と教職員（学年主任）3 名で構成する。各学年の委員長・副委員長は委員会にて互選する。
- 第 7 条 学年委員会は、活動の企画を理事会の承認を得て執行する。

第 3 章 選考委員会

- 第 8 条 会則第 10 条に基づき、選考委員会について必要な事項を定める。
- 第 9 条 選考委員会の構成は、次のとおりで委員長・副委員長は互選する。
 (1) 学年委員代表 6 名（各学年 2 名）
 (2) 専門委員代表 4 名（広報委員 2 名・校外対策委員 2 名）
 (3) 教職員代表 1 名
 (4) 本部役員若干名
- 第 10 条 選考委員会の任務は、次のとおりとする。
 (1) 本部役員及び会計監査の選出にあたる。
 (2) 候補者の同意を得て総会に報告し承認を受ける。
 (3) 会務執行にあたっては、候補者の秘密を厳守し、民主的運営に努める。

(4) 運営上必要とするべき事項（選考方法等）は、以上の規定に反しない限り、委員会の審議により決定することができる。

第11条 選考委員が、役員候補に推薦され、本人が受諾したとき、委員を辞退しなければならない。

第12条 選考委員は、その任務が終了したとき、解任される。

第4章 附 則

第13条 本会の細則は、平成17年2月26日より施行するものとする。

慶弔規定

第1条 生徒が不幸の際は5,000円の香料をおくる。

第2条 会員が不幸の際は、第1条に準ずる。

第3条 教職員が退職、転職の際は、5,000円の餞別金をおくる。

第4条 その他災害等特別の際は、本部役員会で協議決定し、理事会に報告する。

第5条 この規定による慶弔金の返礼は不要とする。

第6条 慶弔規定は、昭和41年7月11日より施行するものとする。

〃 昭和49年4月27日一部改正
〃 昭和50年4月26日 〃
〃 昭和52年4月23日 〃
〃 昭和53年4月22日 〃
〃 昭和54年4月21日 〃
〃 平成17年2月26日 〃

表彰規定

第1条 この規定は、本会および本校の振興、発展に関し、顕著な協力をされた個人団体の表彰に必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰は、会員の推薦により理事会の承認を得て行う。

第3条 表彰は、感謝状と記念品を授与して行う。

第4条 表彰規定は、昭和51年4月24日より施行するものとする。

〃 昭和61年3月20日 一部改正
〃 平成7年4月15日 〃
〃 平成17年2月26日 〃